

令和5年度（令和4年分）給与支払報告書の提出について（お願い）

三股町 税務財政課

町・県民税につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度（令和4年分）給与支払報告書の作成・提出につきましては、以下の内容に御注意いただき、

令和5年1月31日（火）までに御提出くださいますようよろしくお願いします。

- 対象者 **令和5年1月1日現在、三股町に居住している方**（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間に支払われたすべての給与等について給与支払報告書を提出してください。）

パート・アルバイト・退職者等の方の分も対象となります。

- 提出書類 ① 給与支払報告書（総括表）

三股町作成の総括表は事業所毎に指定番号等を付しておりますので、必ず提出してください。

なお、事業所作成の総括表を提出される際は、三股町作成の総括表を必ず添付してください。

- ② 給与支払報告書（個人別明細書）・・・ 1人につき1枚（2枚提出する必要はありません）

- ③ 普通徴収切替理由書（兼仕切書）

法令に基づき、受給者はすべて特別徴収となりますが、特別徴収できない受給者（退職者等）がいる場合に限り、普通徴収となりますので、該当する方がいる場合、普通徴収切替理由書（兼仕切書）を必ず提出してください。提出のない場合は、特別徴収となりますので御注意ください。

※ 注意事項

- ・対象者がいない場合は、給与支払報告書（総括表）の「報告人員」欄を「0」として提出してください。
- ・eTAX（地方税ポータルシステム）を利用される場合は、書面提出の必要はありません。
- ・給与支払報告書の提出を税理士等に依頼している場合は、書類一式を依頼先に渡していただくようよろしくお願いします。
- ・給与支払報告書（個人別明細書）を提出した受給者が退職・転職等された場合は、**令和5年4月14日（金）**までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- ・給与支払報告書（個人別明細書）の詳しい書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁発行）を御参照ください。

● 確認事項

	チェック項目	チェック欄
1	令和5年1月1日現在の住所を記入していますか？（居住地は三股町ですか？）	
2	平成19年1月2日以後に生まれた方を「16歳未満の扶養親族」欄に記載していますか？	
3	平成12年1月2日～平成16年1月1日までに生まれた方を「特定」欄に記載していますか？	
4	昭和28年1月1日以前に生まれた方を「老人」として処理していますか？	
5	控除額の内訳と合計額が一致していますか？	
6	摘要欄に前職の内容を記載していますか？	
7	支払金額に前職を含んでいる場合、摘要欄に前職の事業所名と支払金額等を記載していますか？	
8	中途就職者または退職者については、就職日・退職日を記入していますか？	
9	住宅借入金等控除特別控除を受ける場合、居住開始年月日等必要事項を記載していますか？	
10	パート・アルバイト・退職者等の方の分も作成していますか？	
11	受給者や被扶養者のマイナンバー（個人番号12桁）を記入していますか？	

- 提出先 〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 税務財政課 住民税係
(TEL) 0986-52-9638（直通） (Fax) 0986-52-9639

ホームページを掲載する場合

※ 給与支払報告書等の各種様式は三股町ホームページからダウンロードできます。

三股町ホームページ <https://www.town.mimata.lg.jp/>

【掲載場所】 ホーム > くらし・手続き > 税 >

所得税・住民税 > 令和5年度（令和4年分）給与支払報告書の提出について

国税庁作成による「令和4年分年末調整のしかた」等や国税庁のホームページをご参照ください。
国税庁HP【<https://www.nta.go.jp/>】 [ホーム]→[利用者別情報]→[源泉徴収義務者の方]

令和5年度と記載された新しい報告書で作成してください

5

給与支払報告書（個人別明細書）

（市区町村提出用）

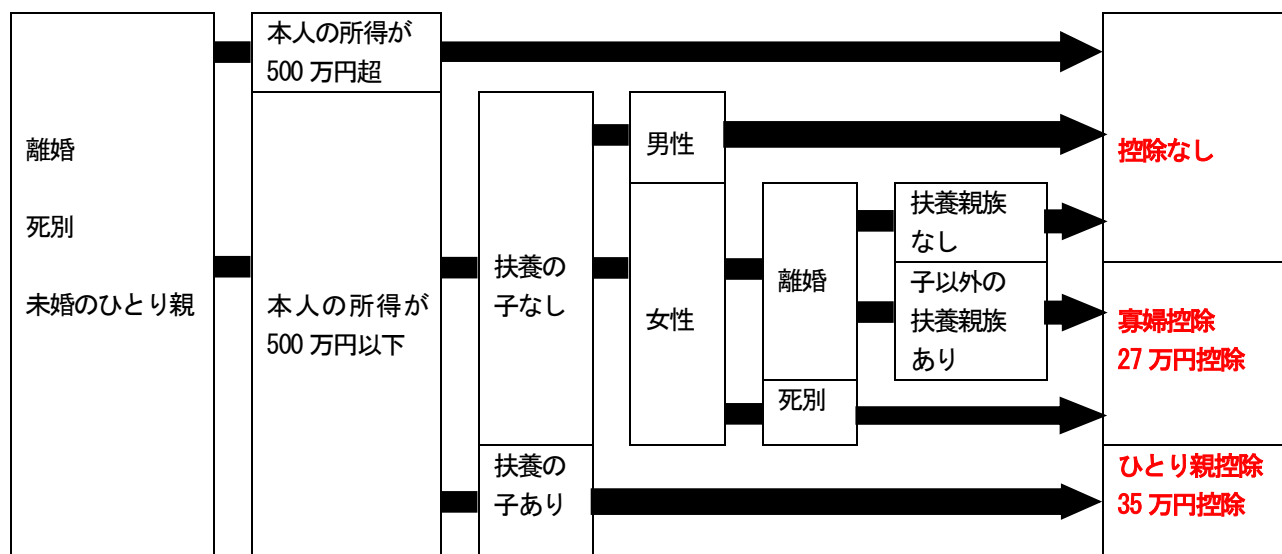
※										※種別										※整理番号										※																			
※区分										(受給者番号)										123456789012																													
支払を受ける者										(個人番号)										123456789012																													
住所										(役職名)																																							
三股町五本松1番地1										(フリガナ)										ミマタ タロウ																													
氏名										三股 太郎																																							
種別										支払金額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										源泉徴収税額																			
給与・賞与										7040000										5236000										3659784																			
(源泉)控除対象配偶者 の有無等										配偶者(特別) 控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満 扶養親族 の数																			
有										360000										12										1																			
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																			
1,115										732										86										692																			
17										360										78										800																			
(摘要)										母: 三股 冬子 S20.11.5 普通障害3級(都城市〇〇町〇〇番地)										前職: 三股町〇〇1-1 株式会社 みまたん建設										支払金額 2,450,000円、社会保険料 450,000円、令和4年6月30日退職																			
生命保険料の金額の内訳										49,422										288,000										介護医療 保険料の金額																			
住宅借入金等特別控除適用数										1										28										11																			
住宅借入金等特別控除の内訳										150,000																				住(特)																			
(源泉・特別)控除対象配偶者										氏名										三股 花子										配偶者の合計所得																			
(フリガナ)										ミマタ ハナコ										960,000										基礎控除の額																			
個人番号										987654321012										所得金額調整控除額										3																			
1										氏名										三股 冬子										氏名										三股 秋子									
2										氏名										三股 春子										氏名																			
3										氏名																				氏名																			
4										氏名																				氏名																			
未成年者										外国人										死亡退職者										災害者																			
乙欄										本人が障害者										特別										その他																			
寡婦										ひとり親										勤労学生										中途就・退職																			
就職										退職										年										月																			
日										4										8										31																			
元号										昭和										55										5																			
5										5										5										5																			
個人番号又は法人番号										1234567891039										(右詰で記載してください。)																													
住所(居所)又は所在地										三股町大字〇〇 1番地1																																							
氏名又は名称										三股建設 株式会社										(電話)										0986-〇〇-〇〇〇〇																			
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。																																																	

1. 給与支払報告書（個人別明細書）の主な注意点について

令和3年度から給与支払報告書の様式については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、寡婦控除の見直し及び未婚のひとり親への対応等により、項目名・記載内容が変更となりました（囲み部分が様式の変更箇所です）。

① 給与所得控除後の金額（調整控除後）	支払金額から下表の給与所得控除額を差し引いた金額です。		
	給与等の収入金額		給与所得控除額
	162万5千円以下		55万円
	162万5千円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
	180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
	360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
	660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
	850万円超		195万円（上限額）
	注意）給与の収入金額が850万円を超える人で、「所得金額調整控除」の適用がある場合は、195万円を控除した所得金額から調整控除を控除した金額を記載してください。		
② 基礎控除の額	基礎控除額が下表のとおり改正となりました。		
	給与所得者の基礎控除申告書		記載方法
	合計所得金額の見積額		
	基礎控除の額		
	2,400万円以下		48万円
	2,400万円超 2,450万円以下		32万円
	2,450万円超 2,500万円以下		16万円
	2,500万円超		適用なし
			記載不要
			320,000
			160,000
			0
③ 所得金額調整控除額	給与の収入金額が850万円を超える人で、次の4つの条件のいずれかに該当する場合、給与の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することになりました。 イ 本人が特別障がい者 ロ 同一生計配偶者が特別障がい者 ハ 扶養親族が特別障がい者 ニ 扶養親族が年齢23歳未満 参考）共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、扶養控除の適用は夫婦いずれかで受けることになりますが、所得金額調整控除の適用については夫婦の双方で受けることができます。 【例】給与収入総額 8,765,432円 算式（8,765,432円－8,500,000円）×10%＝26,543.2円（切り上げ） →控除額 26,544円（最高15万円）		
④ 元号	受給者の生年月日の元号を漢字で（「大正」、「昭和」又は「平成」）と記載してください。		
⑤ 寡婦・ひとり親	（令和3年分以降寡婦・ひとり親控除フローチャート（表面）もご参照ください。） 寡婦控除とは 、「ひとり親」控除が創設されたため、ひとり親に該当しない寡婦について控除されるもので、次の要件が追加されました。また「特別寡婦」及び「寡夫」の控除の特例が廃止され、ひとり親控除の対象となります。 寡婦控除は27万円。 イ 扶養親族を有する寡婦について、合計所得金額が500万円以下であること ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人（注1）がいらないこと ひとり親控除とは 、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死のあきらかではない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。 ひとり親控除は35万円。 ハ その人と生計を一にする子（注2）を有すること ニ 合計所得金額が500万円以下であること ホ 上記ロと同様 （注1）住民票に未届の夫又は未届の妻であると認められる続柄が記載された人。 （注2）その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額の合計金額が48万円以下の子をいいます。		

2. 寡婦・ひとり親控除の適用判定フロー表



3. 摘要欄への記載について

【同一生計配偶者】

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以上の受給者の配偶者については、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄には記載せず、摘要欄に配偶者の氏名(例「氏名(同配)」)を記載してください。

また障害者控除の適用がある場合には、摘要欄に対象者氏名(例「氏名(普通障害3級)」)を記載してください。

【③所得金額調整控除(裏面)の適用がある場合】

摘要欄に「扶養親族の氏名(調整)」、「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記載してください。

ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載する場合は、摘要欄への記載を省略できます。

4. 扶養親族等の合計所得金額要件等について

令和3年度から扶養親族、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生合計所得金額要件がそれぞれ 10 万円引き上げられ、下表のとおり改正されました。

扶養親族等区分	所得金額要件
同一生計配偶者	48 万円以下
扶養親族	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 (注1)	48 万円超133 万円以下
勤労学生	75 万円以下

(注 1) 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分についても、それぞれ 10 万円引き上げられました。

※ 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に参入する金額の最低保証額が 55 万円(改定前: 65 万円)に引き下げられました。